

議案第27号

大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金条例を廃止する条例案

大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金条例（平成元年大阪市条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

都市開発拠点整備事業用地取得基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金条例

(設置)

第1条 本市における都市開発の拠点となる地域の整備を目的とする事業に必要な国、地方公共団体及び日本鉄道建設公団が所有する土地（日本鉄道建設公団が所有する土地にあっては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定により日本国有鉄道清算事業団から承継したものに限る。）の取得及びこれに伴う補償に要する資金に充てるため、大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、50,000,000,000円以内とする。

(施行の細目)

第3条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。